

国立大学法人和歌山大学永年勤続者表彰規程

制 定 昭和43年11月16日

全部改正 平成 7年 3月10日

最終改正 令和 5年 3月29日

(趣旨)

第1条 国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）の教職員に対する永年勤続の表彰（以下「表彰」という。）については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「部局長」とは、本学組織規則に定める学部等、基幹、機構、附属機関及び事務局の長をいう。

(被表彰者)

第3条 表彰は、本学の教職員であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、勤務成績が良好である者について行う。

(1) 勤労感謝の日において、官公庁等の教職員としての引き続いた在職期間（以下「勤続期間」という。）が20年以上であつて、当該勤続期間のうち本学の教職員としての在職期間（以下「本学在職期間」という。）が10年以上である者

(2) 退職（死亡による退職を含む。以下同じ。）の日において、次のいずれかに該当する者

ア 勤続期間が20年以上であつて、当該勤続期間のうち本学在職期間が10年以上である者のうち前号に該当する者として表彰されていない者

イ 勤続期間が30年以上であつて、当該勤続期間のうち本学在職期間が15年以上である者

(被表彰者の推薦)

第4条 前条各号に該当する者の推薦は、当該部局長が別記様式1により学長あてに行うものとする。

(表彰)

第5条 表彰は、1人の教職員について1回とする。ただし、第3条第1号に該当し表彰された教職員が、同条第2号イに該当することとなった場合は、この限りではない。

(表彰状の授与等)

第6条 表彰は、学長が別記様式2による表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に併せて、記念品を贈呈するものとする。

(表彰の日)

第7条 表彰は、次の各号に掲げる日に行う。

(1) 第3条第1号に該当する者 勤労感謝の日

(2) 第3条第2号に該当する者 退職の日

(期間の計算)

第8条 勤続期間又は本学在職期間の計算は、官公庁等の教職員又は本学の教職員となった日の属する月から表彰の日の属する月までの引き続いた在職期間の月数による。

(除算期間)

第9条 勤続期間又は本学在職期間の計算は、表彰の日の属する月までに官公庁等の教職員

永年勤続者表彰規程

又は本学の教職員として在職した期間のうち、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）各条（第7条第2項を除く。）に規定する勤続期間の計算に関する定めによる月数によるものとする。

2 懲戒処分により減給又は停職された期間は、前項の規定に関わらず、在職期間から除算する。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に従前の永年勤続者表彰規程第2条第1号の規定に基づいて行われた表彰は、この規程の第3条第1号に該当する者に対して行われた表彰とみなす。
- 3 この規程施行の日の前日において現に本学の職員である者が、停年、定年又は勸奨により退職することとなった場合で、勤務成績が良好である者については、この規程第3条第2号又は第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成7年9月22日一部改正）

この改正規程は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成9年6月5日一部改正）

この改正規程は、平成9年6月5日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年3月27日一部改正）

この改正規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則（平成11年4月1日一部改正）

この改正規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日一部改正）

この改正規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月26日一部改正）

- 1 この改正規程は、平成14年7月26日から施行する。
- 2 第3条第1号及び第2号ア中「20年」及び「10年」とあるのは、この改正規程施行日（以下「施行日」という。）から平成18年3月31日までの間は、それぞれ次の表のとおり読み替えるものとする。

読み替えを行う期間	施 行 日	平成15年 4月1日	平成16年 4月1日	平成17年 4月1日
読み替える字句	～ 平成15年 3月31日	～ 平成16年 3月31日	～ 平成17年 3月31日	～ 平成18年 3月31日
20年	24年	23年	22年	21年
10年	12年	12年	11年	11年

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第108号）

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第418号）

この改正規程は、平成17年3月31日から施行し、平成17年2月16日から適用する。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第757号）

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1046号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2545号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

永年勤続者表彰規程

別記様式1（第4条関係）

年 月 日

和歌山大学長 殿

部局長

和歌山大学永年勤続被表彰者の推薦について

このことについて、本学永年勤続者表彰規程第3条第 号に該当する職員として、下記のとおり推薦します。

記

職名	氏名	勤続年数	勤続年数の内訳				備考
			(イ) 勤続年数		(ロ) (イ)のうち除算年数		
			勤続年数	期間	除算年数	期間	
			年 月	自 至	年 月	自 至	

別記様式2（第6条関係）

(1) 第3条第1号の場合

表彰状	あなたは今和歌山大学に勤務し職務に精励されましたよつてここに表彰します	年 月 日
氏名		和歌山大学長 氏名
殿		印

(2) 第3条第2号の場合（死亡による場合を除く。）

表彰状	あなたは和歌山大学に勤務し職務に精励されましたこのたび退職するにあたりその功労を表彰します	年 月 日
氏名		和歌山大学長 氏名
殿		印

(3) 第3条第2号の場合（死亡による場合）

表彰状	あなたは和歌山大学に勤務し職務に精励されましたよつてその功労をたたえここに表彰します	年 月 日
氏名		和歌山大学長 氏名
殿		印